

犯罪の被害にあわれた方へ

～被害者の手引～



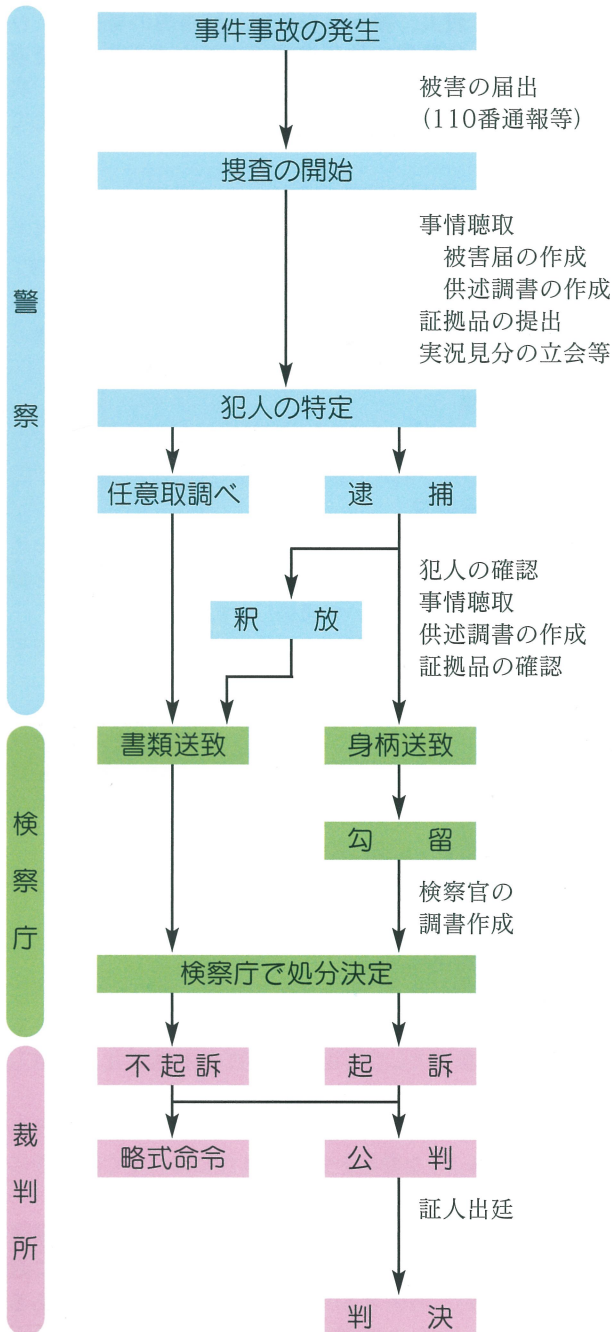
この手引は、皆様に

- 捜査や裁判はどのように進み、犯人はどのような手続きで処罰されるのか。
 - 警察からどのようなご協力をお願いすることになるのか。
 - 皆様が利用できる制度には、どのようなものがあるのか。
- といったことをわかり易くお知らせするためのものです。

滋賀県警察本部

〒520-8501 大津市打出浜1番10号
電話（代表）077-522-1231

刑事手続きの流れ 成人事件



刑事手続きの概要 成人事件

犯人や犯罪の事実を明らかにし、科すべき刑罰を定める手続きのことを刑事手続きといい、これは大きく「捜査」・「起訴」・「公判」の3つの段階に分かれ、犯人が成人と少年の場合には手続きが異なります。

● 犯人が成人の場合

捜査

犯人を捕まえ、証拠を収集して事実を明らかにし事件を解決するために行う活動を「捜査」といいます。警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を「被疑者」といい、警察は必要な場合には被疑者を逮捕してから48時間以内に、その身柄を検察官に送ります（「送致」）。送致を受けた検察官が、被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認める場合は、24時間以内に裁判官に身柄拘束の請求を行い（「勾留」）、裁判官がこの請求を認めると、被疑者は最長で20日間勾留されることになります。

なお、被疑者が逃走するおそれがない場合などには、逮捕しないまま取調べ、証拠を揃えた後、捜査結果を検察官に送ります。

起訴

送致を受けた検察官は、勾留期間内に警察から送致された書類や証拠を精査し、検察官自身が被疑者の取調べを行い、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

被疑者を裁判にかける場合を「起訴」、裁判にかけない場合を「不起訴」といいます。（起訴された被疑者を「被告人」といいます。）

また、起訴には、通常の公開の法廷で裁判を請求する「公判請求」と一定の軽微な犯罪について書面審理だけを請求する「略式命令請求」とがあります。

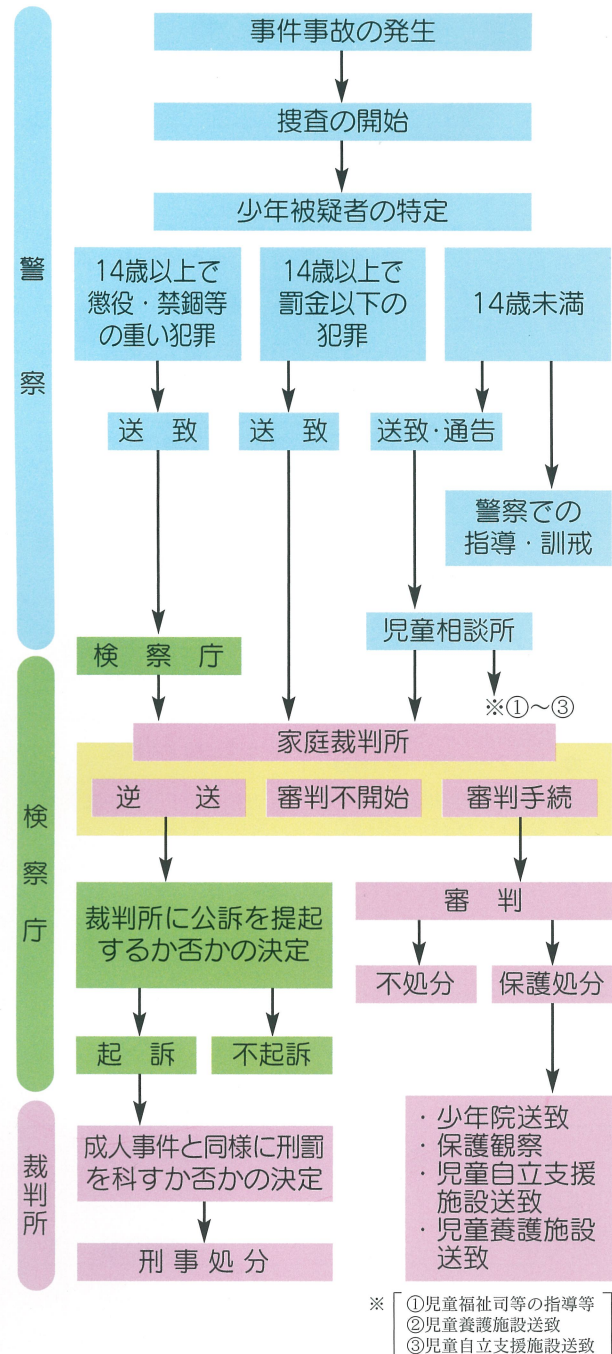
なお、被疑者を逮捕しない事件送致の場合には送致を受けた検察官は、必要な捜査を行った後に被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

公判

被疑者が起訴されると、公判が開かれる日が決められた後、審理が行われ「判決」が下されます。

判決について、検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、さらに上級の裁判所（高等裁判所等）に訴えることとなります。

少年事件手続きの流れ



少年事件手続きの概要

● 犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合

捜査

警察では、14歳以上の少年については、刑事手続きと同様に捜査を行います。

法定刑が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送ります。送致を受けた検察官は、取調べをした後、少年をどのような処分にするのがよいかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、警察から直接、家庭裁判所に事件を送ります。

審判

家庭裁判所では、送られてきた事件について「審判」（刑事手続きでいう裁判）を開始するかどうかを決定します。

これまでの手続き過程で、少年が十分改心し、もはや審判に呼び出す必要がないと判断された場合は審判手続きを開始せず、その時点で終了します。（これを、「審判不開始」といいます。）

他方、少年に対する処罰を決めるために裁判官が直接審理することが必要であると認められる場合は審判手続きを開始します。審判では、「保護処分」（少年を施設内に收容し、矯正教育を行う少年院送致や社会において保護観察官と保護司が協働して少年の改善更生を図る保護観察等）の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には、「不処分」の決定を行います。

なお、少年が凶暴な犯罪を犯した場合等、刑事処分とすべきであると認められた場合には、事件を検察庁へ送ります。この場合、少年は原則として裁判にかけられ、通常の刑事事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定を受けます。

* 少年犯罪による被害者等が利用できる制度

- ・ 少年事件記録の閲覧・コピー
- ・ 犯罪被害者等の少年審判の傍聴
- ・ 被害者等に対する審判状況の説明
- ・ 審判結果等通知

詳しくは、家庭裁判所に問い合わせてください。

● 犯人が14歳未満の少年である場合

調査等

警察では、14歳未満の少年については、法律上、罰することができないので、必要な調査を行った後、児童相談所に送致又は通告します。

児童相談所における措置

送致又は通告を受けた児童相談所は、少年に対し児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所や里親への委託等）をとり、事案を終了させるほか家庭裁判所での審判が必要と判断した場合は、事案を家庭裁判所に送ります。家庭裁判所に送られた少年は14歳以上と同様に、審判を開始するかどうかの決定を受けます。

捜査へのご協力をお願い

皆様には、刑事手続き上、次のようなお願いをし、そのことでご負担をおかけすることもあります。

これは犯人を捕まえ処罰するため、そして同じような被害に遭う人をなくすためです。

是非ともご協力をお願いします。

● 事情聴取

犯行の状況や犯人の様子などについて、事情をお聞きします。

● 証拠品の提出

被害当時に着ていた服、持っていた物などは犯罪を立証する証拠品として提出していただくことがあります。

● 実況見分への立会

犯罪の現場などについて確認する際に立ち会っていただくことがあります。

● 検察官の事情聴取

起訴・不起訴の判断をするため、検察官からも同じことを繰り返し聴かれることがあります。

● 裁判での証言

公判で証人として証言していただくことがあります。

